

公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、
建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する道路の位置の指定の取消しを次の
とおり行った。

平成26年3月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1 申請者の氏名（名称） | 舟岡 泰治 |
| 2 申請者の住所 | 柴田郡柴田町中央3丁目6番20号 |
| 3 取り消した道路の位置 | 柴田郡柴田町大字船岡字七作38番の一部 |
| 4 取り消した道路の形状 | |
| (1) 幅員 | (イ) 4.00m (ロ) 4.00m |
| (2) 長さ | (イ) 18.00m (ロ) 17.50m |
| 5 指定年月日 | 昭和48年2月16日 |
| 6 指定番号 | 第301号 |